

不審者にご注意ください（平成26年9月16日）

【事例】

平成26年9月16日、橿原市内在住の被保険者宅に、水道屋と名乗る男性が、被保険者宅を訪問。訪問帰りに、介護保険被保険者証及び後期高齢者医療の被保険者証を見ながらどこかに電話をしていた。

なお、被保険者証の番号等も記録していたようである。

不審に思った被保険者が同市役所に問合せをしたことから、本件が判明した。また、警察へは連絡済み。

【対応】

被害はなし。

被保険者に不審な事象が起こったら、必ず警察に連絡するように伝えた。

また、被保険者の家族から後期高齢者医療の被保険者証番号の変更を希望されたが、変更不可と回答した。